

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06－4393－6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	タンク検査済証等の再交付
概 要	完成検査前検査（市外設置のタンクは除く。）を受けた者、製造所等の保安検査を受けた者又は特定防災施設等について検査を受けた者は、タンク検査済証、保安検査済証又は特定防災施設等検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長に対し、申請書によりその再交付を申請することができます。
根拠法令等 及び条項	・大阪市危険物等規制規則第16条の2 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	完成検査前検査、製造所等の保安検査及び特定防災施設等について検査を受けた者より、タンク検査済証、タンク検査済証又は特定防災施設等検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときにおける、当該検査済証の再交付申請が行われた場合は、申請内容が検査当時において、当局に登録された内容と相違がないと認めた場合に再交付するものとします。
標準処理期間	3 日
経由日数	2 日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	亡失し、滅失し、汚損し又は破損したとき
提出方法	当該検査を受けた者は、タンク検査済証（正・副）再交付申請書、保安検査済証再交付申請書、特定防災施設等検査済証再交付申請書（大阪市危険物等規制規則 別記第24号、25号、26号様式）それぞれ該当する申請書により大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	